

民間公益活動における利益相反行為の防止及び公益通報制度等に関する規程

第1章 総則

第1条 (目的) この規程は、特定非営利活動法人名古屋難民支援室（以下「この法人」という。）が行う休眠預金等交付金（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「法」という。）第8条に定める休眠預金等交付金をいう。以下同じ。）を原資とする民間公益活動（法第16条に定める民間公益活動をいう。以下同じ。）における利益相反行為の防止及び公益通報制度等について定めることにより、公正かつ適正に民間公益活動を行うことを目的とする。

第2章 利益相反行為の防止

第2条 (自己申告) この法人の役職員（以下、単に「役職員」という。）は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たにこの法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に事務局に書面で申告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、この法人と役職員との利益が相反する可能性がある場合（この法人と業務上の関係にある他の団体等に役職員が関係する（兼職等を除く。）ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。）に関しても前項と同様とする。

3 役職員は、原則として、次に掲げる行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に事務局に書面で申告するものとする。

(1) この法人が、休眠預金等交付金に係る助成金を受ける場合、その助成金を支給する資金分配団体（以下、単に「資金分配団体」という。）又はこれになり得る団体の役職員又はこれに準ずるものに就くこと。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

(2) 資金分配団体又はその役職員又はこれに準ずるもの対し、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとして提供される場合を含む。）をすること。ただし、この法人又は役職員の負担の有無にかかわらず、資金分配団体又はその役職員又はこれに準ずるもの対し、物品若しくは不動産を購入若しくは貸与をさせた場合又は役務を提供した場合において、それらの対価が無償又は著しく低いときは、相当な対価の額の金銭の贈与をしたものとみなす。

(3) 資金分配団体又はその役職員又はこれに準ずるもの対し、金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けは、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を行うこと。

(4) 資金分配団体又はその役職員又はこれに準ずるもの対し、未公開株式を譲り渡すこと。

(5) 資金分配団体又はその役職員又はこれに準ずるもの対し、供応接待を行うこと。

(6) 資金分配団体又はその役職員又はこれに準ずるものと共に遊技又はゴルフをすること。

(7) 資金分配団体又はその役職員又はこれに準ずるものと共に旅行（業務のための旅行を除く。）をすること。

第3条 (定期申告) 役職員は、毎年1月と6月に当該役員の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について、事務局に書面等で申告するものとする。

第4条 (申告後の対応) 前2条の規定に基づく申告を受けた事務局は、申告内容の確認を徹底した上、申告を行った者が理事である場合には代表理事と、監事である場合には他の監事とそれぞれ協議の上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、この法人との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置を求めるものとする。

第3章 公益通報制度

第5条（公益通報制度） この法人は、不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理及びこの法人に対する社会的信頼の確保のため、公益通報制度を設ける。

第6条（相談窓口及び通報窓口） この法人は、役職員が不正行為等の相談・通報するための窓口を設ける。

2 前項の窓口として、一般財団法人日本民間公益活動連携機構（JANPIA）のヘルプライン窓口の外部機関を活用する。

第4章 法令順守

第7条（休眠預金等交付金） 役職員は、法第17条第3項で規定されている宗教団体、政党、特定の公職の候補者、暴力団等に休眠預金等交付金に係る資金が活用されることのないように、細心の注意を払わなければならない。

第5章 雑則

第8条（改廃） この規程を改廃するときは、理事会の議決を経なければならない。

（附則）

この規程は、2021年8月20日から施行する。（2021年8月20日第4回理事会議決）